

第3章

地球温暖化対策に関する近年の動向

1 世界の動き

1997年 国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）「京都議定書」採択

先進国各国の温室効果ガス排出量削減目標が定められ、2005年COP11において発効されました。

2015年 国連サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「SDGs*（持続可能な開発目標）」が策定されました。

※「持続可能な開発」という考え方とは、環境と開発に関する世界委員会（1984年に日本の提案で高い見地から環境問題を考えるために設立）において、1987年に「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と定義づけられています。

2015年 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）「パリ協定」採択

京都議定書の後進となる国際的枠組みです。初めて途上国も含む条約に加盟する196か国全てが、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることに合意しました。

2018年 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5℃特別報告書」公表

世界の気候は、2017年度時点では産業革命前と比べて約1.0℃上昇し、現在の進行速度で上昇し続けると2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高いと報告されました。また、1.5℃の上昇と2℃の上昇では地球温暖化による影響は大きく異なり、1.5℃に抑えるためには、2030年までに温室効果ガス排出量を2010年水準から約45%削減し、2050年前後には正味ゼロにする必要があると報告されました。

2021年 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）パリ協定ルールブック完成

最新の科学的知見に依拠しつつ、1.5℃目標達成に向け、パリ協定の実施に必要なルールが合意され、各国の温室効果ガス排出量取引など2030年にかけて野心的な緩和策、適応策を締約国に求めることとなりました。

2022年 IPCC「第6次評価報告書（AR6）統合報告書」作成・公表

IPCC第6次評価報告書の部会で、「人間活動が地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地はなく、2020年に1.1℃の温暖化に達した」と断定されました。

2 国内の動き

1998年 「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行

COP3での京都議定書の採択を受け、地球温暖化対策に取り組む枠組みが定められました。2008年の改正で、地方公共団体実行計画の充実などが盛り込まれました。

2016年 国による「地球温暖化対策計画」策定

温室効果ガス排出量の削減目標として、2013年度比で26%削減、2050年までに80%削減を目指すことが位置づけられました。新潟県もこの計画を踏まえて「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）」を策定しました。

2018年 国による「気候変動適応計画」策定

6月に公布された「気候変動適応法」に基づき、気候変動影響の被害防止・軽減など、持続可能な社会を構築することを目標として策定されました。新潟県も同法律に基づき2021年に「新潟県気候変動適応計画（2021-2030）」を策定しました。

2020年 「2050年カーボンニュートラル」宣言

日本は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを内閣総理大臣が宣言しました。

新潟県も気候変動の影響が非常事態であると知事が宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

2021年 「2030年度 温室効果ガス排出量46%減（2013年度比）」表明

国による第45回地球温暖化対策推進本部において「2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」とことが表明されました。

2021年 「地球温暖化対策推進法」の改正と「地球温暖化対策計画」改定

2050年カーボンニュートラルを基本理念に、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進する地球温暖化対策推進法の改正が行われました。併せて、地球温暖化対策計画が改定され、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策が示されました。新潟県も同法律に基づき「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）」を2022年に改定しました。

2023年 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の展開と「気候変動適応法」改正

気候変動の影響による被害の回避・軽減対策強化として、気候変動適応法が改正され、熱中症対策実行計画を策定。脱炭素に向けた国民の行動変容、ライフスタイルの転換を促す新しい国民運動「デコ活*」（4コマ漫画p.35参照）が始まりました。

3 長岡市の取組

2011年 「長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定

「低炭素都市長岡」の実現に向けた基盤づくりの施策を開始しました。

2013年 「生ごみバイオガス発電センター」の稼働開始

市民協働で生ごみの分別に取り組み、バイオガス*を回収して発電に利用。この施設は、全国の自治体では最大規模となる1日65トンの生ごみを処理でき、560kWの発電設備を備えた施設を設置し、資源循環の取組を開始しました。

2014年 「第3次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定

平成の大合併により、市域が山岳地帯から海岸線まで広範となり、多様な地域特性、自然環境を備えた都市へ生まれ変わったことを踏まえ、見直しを行いました。

2018年 「第4次長岡市環境基本計画」策定

市民、事業者、NPO*等の参画と協働のもと、環境に配慮した取組を進めるために改定を行いました。

2019年 「第4次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定

廃プラスチック類の発生抑制に向けて改定を行いました。

2023年 「長岡市環境基本計画」の中間見直し

台風の大型化や記録的豪雨の頻発など、地球温暖化による気候変動が顕在化したことを見直し、脱炭素社会の実現に向けた中間見直しを行いました。

2023年 「長岡市カーボンニュートラル チャレンジ戦略2050（第1期計画）」策定

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度までに取り組むエネルギー政策の基本方針と具体的にチャレンジするプロジェクトを取りまとめました。この戦略では、「徹底した省エネ対策の推進」「再生可能エネルギーの日常的な利用」「地域資源の循環促進」を柱に、環境と経済の好循環による脱炭素社会の実現を目指します。